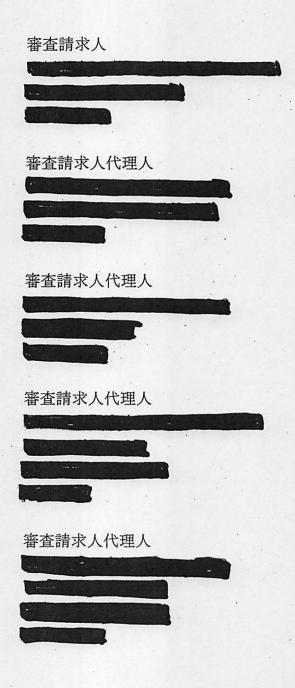
裁 決 書



処分庁 金沢市社会福祉事務所長

審査請求人(以下「請求人」という。)が平成26年3月25日に提起した生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)による生活保護廃止決定処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が審査請求人に対して行った平成26年2月18日付け本件処分を取り消す。

理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対して平成26年2月18日付けで行った法に基づく本件処分について、その取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

請求人は、次の各点を理由に本件処分は不当なものであるとして、その取り消し を求めていると認められる。

(1) 保護廃止の期日について

2月18日付け保護廃止決定で、廃止期日が過去に遡って2月1日という のは不当である。

累積預金の存在を処分庁の担当者が見つけたのが2月4日、請求人が処分 庁の担当者の指示の下、保護の辞退届を書いたのが2月18日である。従っ て保護の廃止は次月以降であるべきで、最短でも2月19日以降であるべき である。

累積預金を理由にした保護廃止が過去に遡って実施されるのなら、何ヶ月 も遡ることも可能であり、今回の半月遡るという恣意的な運用は不当である。

(2) 同意なしでの通帳の提示指示について

企業年金の振り込み事実の確認は、振込通知書を見れば分かることである。 現に年金受給生保受給者の年金額の確認は、振込通知書で確認している。全 て年金受給者等の通帳の提示を指示してはいない。

しかし、請求人は、預金通帳の提示を指示された。しかもその際には、必

要な手続きである通帳の提示について同意をとっていない。

(3) 保護辞退届について

2月1日に遡っての保護廃止決定は、処分庁の担当者の指示の下、請求人 が書いた保護の辞退届を根拠の一つにしている。

この辞退届は、処分庁の担当者が、誤った教示を行い、請求人に保護廃止 はやむを得ないと誤認させた結果である。従って、当該辞退届は無効である。 そのような辞退届を根拠にした保護廃止決定は違法であり、取り消されるべ きである。

(4) 保護費のやり繰りによって生じた累積預貯金を理由とした保護廃止決定について ①累積預貯金の原資

> 請求人は、ホームレスを経て生活保護を受給するようになり、節電、 食費や風呂代の節約により、毎月2万円近くを保護費から蓄えてきた。

②累積預貯金の目的

処分庁の担当者に対し請求人は、なんとなく貯めてきた、と説明した。 しかし、実際には、生涯独り身であることから、将来の介護や医療に 備えての資金として、また、転居が必要になった時の敷金・礼金等に備 えて蓄えてきたものである。

③昭和38年4月1日付け社保第34号厚生労働省社会・援護局保護課長通知(以下「国課長通知問答」という。)

国課長通知問答第3の18によると、「既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。」とされている。

請求人の預貯金の性格、預金の目的は全てこの規定のとおりであり、審査請求人の貯めた預貯金の保有は認められるべきであって、保護の廃止なんてもっての他である。このため、保有は認められるべきであり、今回の最低生活費を削った累積預貯金を理由にした保護廃止決定は不当である。

3 処分庁の弁明

処分庁は、平成26年4月23日付け弁明書を提出し、「本件審査請求を棄却する。」 との裁決を求めている。

(1) 請求人の審査請求の理由 2-(1) について

「2月18日付け保護廃止決定で、廃止期日が過去に遡って2月1日とい うのは不当である。」との主張を否認する。

使用目的のない累積金については、最低生活の維持のために活用すべき資産としてみなして収入認定しており、2月分生活保護受給の要否判定を行ったところ、受給「否」となった。要否判定は月単位で行うことから、適正な手続きを経て2月1日で生活保護を廃止とした。

(2) 請求人の審査請求の理由 2-(2) について

「必要な手続きである「通帳の提示についての同意」を取っていない。」と の主張を否認する。

法第28条の規定により、保護の実施決定に必要な場合には、保護の実施機関は調査することができることから、これに基づき通帳の提示について、 請求人に協力を依頼し、請求人が任意で持参したものである。

(3) 請求人の審査請求の理由 2 - (3) について

「辞退届は、処分庁の担当者が、誤った教示を行い、審査請求人に保護の 廃止はやむを得ないと認識させた結果である。」との主張を否認する。

担当者は、法に基づいた手続き等を審査請求人に説明をしており、誤った教示はしていない。

(4) 請求人の審査請求の理由 2 - (4) について

「最低生活費を削った累積預貯金を理由にした保護廃止決定は不当」との 主張を否認する。

①については不知。

②のうち、「処分庁の担当者に「何のための預金?」と聞かれて「その時はなんとなく貯めてきた」と述べた」のみ認め、それ以外は不知。

なお、貯金の使用目的については、担当者が繰り返し確認したところ、本 人から、審査請求書に記載されているような具体的な説明は一切なかった。

③にある「審査請求人の貯めた預貯金の保有は認められるべきであって、 保護の廃止なんてもっての他である」との主張を否認。

使用目的のない累積金については、最低生活の維持のために活用すべき資産としてみなして収入認定しており、3-(3)で述べた通り、適正な手続きを経て2月1日で生活保護を廃止とした。

4 請求人の反論

(1) 処分庁の弁明3-(1)について

国課長通知問答第10の12によると、「なお、以上の場合における保護の 停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とする。」とされ ている。

150万円台の累積預貯金の使用目的がはじめて聴取されて、廃止の要件がはじめて確認された2月18日を「保護を要しなくなった日」として廃止すべきである。

本件処分は、2月18日付けでの廃止とすべきところを2月1日付けでの 廃止としている点で違法であり、本件処分は取消されなければならない。

(2) 処分庁の弁明3-(2)について

通帳の提示は、処分庁が弁明するように、処分庁の協力依頼に対し任意で 持参したものではなく、法第27条に反する処分庁の指示に半強制的にやむ なく応じたものである。

仮に通帳による確認が必要であったとしても、本人の同意書をとることが不可欠であったというべきであり、同意書を徴することなく通帳の提示指示を行ったことは、被保護者の任意に基づかない指示行為として、法第27条に反する違法な行為である。

(3) 処分庁の弁明3-(3)について

辞退届は、処分庁の担当者から請求人に対し、実際に辞退届に見本文章を 書いて、このようにして「辞退届」を「書くように」と指示を受けたもので ある。

また、処分庁の担当者は、「保護が廃止となるから形式的に辞退届が必要になった」などと請求人に対し説明をして、請求人に辞退届を出さなければならないように誤信させ、辞退届を提出させたものであり違法である。

(4) 処分庁の弁明3-(4)について

- ① 家庭訪問をしているケースワーカーは、請求人が節約し過ぎている場合、 健康で文化的な生活のための支出となるようケースワークすべきであったと ころ、これが不適切であったために累積した側面が強い。また、生活保護費 からの貯蓄に関し、どのような場合に収入認定されるのか等についての説明 不足・義務違反が処分庁にあった。
- ② 処分庁は、累積預貯金の使用目的について形だけの聴取しか行っておらず、 真の貯蓄目的を確認する義務を尽くしておらず、怠慢・義務違反である。

国課長通知問答第8の40にあるように、自立更生のための用途に供される額の認定基準項目について調査し、具体的に説明して聴取を行ったならば、 請求人はそれに準じた貯蓄目的を具体的に説明することは十分に可能だった。

- ③ 処分庁は、国課長通知問答第3の18にある預貯金の原資が何かについて すら確認せずに廃止処分を行ったものであり、必要な手続きをとっていない ため違法である。
- ④ 請求人の預貯金は、老後への不安に対する備えであり、生活保護の趣旨目的に反しておらず、目的のない預貯金と認定した本件処分は違法である。

5 審査庁の認定事実及び判断

(1) 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- ① 平成25年12月、企業年金連合会より請求人に対し、平成25年12月 20日付け「企業年金連合会老齢年金裁定通知書」が送付された。
- ② 平成26年1月7日、請求人は処分庁の担当者に対し、「企業年金連合会老齢 年金裁定通知書」を提示した。

その際、処分庁の担当者は、「お金が振り込まれたら、その分は過払い金となることから返すこと」、「振り込みの事実を確認するために通帳を持参するよう」 に言った。

- ③ 平成26年1月、企業年金連合会より請求人に対し、平成26年1月12日 付け「企業年金連合会老齢年金振込通知書」が送付された。
- ④ 平成26年2月3日、請求人の通帳に企業年金として、36,125円が振り込まれた。
- ⑤ 平成26年2月4日、請求人は処分庁に対し、企業年金36,125円の収入申告を行い、33,293円を返還した。

請求人が通帳を処分庁の担当者に提示したところ、通帳に150万円を超える預貯金があることが判明した。その際、処分庁の担当者は、「この預金についてどうするか課内で検討する。」と言った。

⑥ 平成26年2月18日、請求人は、処分庁の担当者に預貯金の使用目的を聞かれた際、「なんとなく貯めてきた。」と回答した。このため、処分庁の担当者は請求人に対し、当該預貯金を最低生活の維持のために活用を求めた。

同日、請求人は「お金がたまったので生活保護辞退します」と記載した「生活保護に関する届出書」を処分庁に提出した。

- ① 平成26年2月、処分庁は平成26年2月18日付けで、廃止期日を「平成26年2月1日」、廃止理由を「預貯金の累積」とする「生活保護廃止決定通知書」を通知した。また、処分庁は平成26年2月18日付けで、廃止年月日を「平成26年2月1日」、保護事由を「所持金累積により、生活保護を廃止します。2月分扶助費支給済により、返納とします。」とする「保護廃止決定通知書」を通知した。
- ⑧ 平成26年2月19日、請求人は処分庁に対し、2月分の保護費110,802 円を返還した。

(2) 判断

本件審査請求は、保護費のやり繰りによって生じた預貯金が発見された場合に係る ①保有の可否手続き、②預金通帳の提示手続き、③保護辞退届の必要性、④保護廃止 の期日について、それぞれ適切であったかが争われていると解されるので、以下、検 討を行う。

- ① まず、保護費のやり繰りによって生じた預貯金が発見された場合に係る保有の 可否手続きについて検討する。
 - ア 国課長通知問答第3の18によれば、「当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。」とされ、「また、保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明した上で、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。」とされている。
 - イ 前記アの規定を本件についてみると、次のとおり判断できる。

前記「5(1)認定事実」⑥のとおり、請求人は、平成26年2月18日、処分

庁の担当者から150万円余の預貯金の使用目的を聞かれた際、「なんとなく貯めてきた。」と回答した。これを受け、処分庁は当該預貯金を使用目的のない累積預貯金であるとして、最低生活の維持のために活用すべき資産であるとみなさざるを得ない旨を請求人に伝え、要否判定を行った上で、生活保護を廃止していることから、この点について本件処分は、取り消されるべき不当なものであるとはいえない。

- ② 次に、保護費のやり繰りによって生じた預貯金が発見される発端となった請求 人に対する預金通帳の提示手続きについて検討する。
 - ア 法第28条第1項によれば、「保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため 必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員にその居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」とされている。
 - イ 前記アの規定を本件についてみると、次のとおり判断できる。

前記「5(1)認定事実」②のとおり、請求人は、平成26年1月7日、処分庁の担当者に対し、「企業年金連合会老齢年金裁定通知書」を提示した。その際、処分庁の担当者は、「お金が振り込まれたら、その分は過払い金となることから返すこと」、「振り込みの事実を確認するために通帳を持参するよう」に言っていることを踏まえた場合、この点について本件処分は、法第28条第1項に反するものではなく、取り消されるべき不当なものであるとはいえない。

- ③ 次に、保護費のやり繰りによって生じた預貯金が発見された場合に係る保護辞退届の必要性について検討する。
 - ア 保護費のやり繰りによって生じた預貯金が発見された場合に係る廃止手続に ついて、生活保護制度上は次のようになっている。
 - (ア) 法第26条によれば、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」とされている。
 - (イ) また、国課長通知問答第3の18によれば、「当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない

と認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、 保有を容認して差しつかえない。」とされ、「また、保有の認められない物 品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合に は、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被 保護者に説明した上で、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停 止又は廃止を行うこと。」とされている。

イ 前記アの規定を本件についてみると、次のとおり判断できる。

本件処分のような生活保護費のやり繰りによる累積預貯金を理由として保護を廃止する場合、法第26条の規定に基づき、廃止を決定し、書面で被保護者に通知することとなる。

この点について、本件処分は前記「5(1)認定事実」⑦にあるように、本件処分においては、要否判定の上、「預貯金の累積」を理由として生活保護の廃止を 決定していることを踏まえると、違法又は不当な点は認められない。

しかしながら、前記「5(1)認定事実」⑥にあるように、請求人から処分庁への「お金がたまったので生活保護を辞退します」と記載した「生活保護に関する届出書(保護辞退届)」の提出については、本件処分に際して、必要性を見い出すことができないことから、不当なものであると言うことができる。

- ④ 最後に、保護費のやり繰りによって生じた預貯金が発見された場合に係る保護廃止の期日について検討する。
 - ア 保護費のやり繰りによって生じた預貯金が発見された場合に係る保護廃止の 期日に関する手続について、生活保護制度上は次のようになっている。
 - (ア) 法第26条によれば、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」とされている。
 - (イ) また、国課長通知問答第10の12によれば、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行うこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。」とされ、この保護を廃止すべき場合とは、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」とされている。また、この場合における保護の廃止は、「保護を要しなくなった日から行うことを原則とする」とされている。

イ 前記アの規定を本件についてみると、次のとおり判断できる。

前記「5(1)認定事実」⑤のとおり、平成26年2月4日、請求人が処分庁の 担当者に通帳を提示したところ、150万円を超える預貯金があることが判明 した。その際、処分庁の担当者は、「この預金についてどうするか課内で検討す る。」と述べている。

このことから、処分庁が請求人から通帳の提示を受け、150万円を超える 預貯金の存在を初めて確認したのは、平成26年2月4日であったことが認め られる。

また、前記ア(イ)のとおり、臨時的な収入の増加とみなされる預貯金について、6箇月超に渡り保護を要しない状態が継続すると判断される場合、保護を要しなくなった日から保護を廃止することとされている。

この点について、本件処分の場合、平成26年2月4日に、処分庁が請求人から通帳の提示を受け、150万円を超える預貯金の存在を確認し、前記「5(1)認定事実」⑥のとおり、処分庁の担当者が請求人に当該預貯金の使用目的を聞き取りした結果、使用目的がないと判断して最低生活の維持のために活用を求めた同年2月18日までが保護を要する日と認めることができる。

このため、平成26年2月18日の翌日以降につき、保護を要しなくなった として、請求人に当該預貯金を活用した自立生活が求められると判断されるこ とから、同年2月1日を保護廃止日とした本件処分の取り消しを求めた請求人 の主張には理由が認められる。

6 以上のとおり、本件審査請求には理由があると認められることから、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成26年7月28日

審査庁 石川県知事 谷本 正憲

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して

30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)。

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。